

3. トピックス

1) 一宮川流域治水ポスター展 ～未来を担う世代と共に進める流域治水～

一宮川における流域治水の取組の機運を更に高めるため、未来を担う中学生を対象とした現場見学会の様子や、一人一人ができる流域治水の取組等に関するポスター展を開催しました。

- 開催日時：令和4年10月15日（土）午前9時から10月18日（火）正午まで
- 開催会場：ベイシア長生店
- ポスターテーマ：未来を担う世代の活動、令和元年10月25日水害の概要、流域治水 等
- 主催：一宮川流域治水協議会 一宮町部会・睦沢町部会・長生村部会 一宮川改修事務所
- 協力：ベイシア長生店、長生村教育委員会

令和4年度 一宮川流域治水ポスター展 『未来を担う世代と共に進める流域治水』

開催日時：令和4年10月15日（土）9時から
令和4年10月18日（火）正午まで
会場：ベイシア長生店 サビスカタンク一階

既往最大となる浸水範囲、7名の人的被害、4,000戸を超える家屋浸水被害が発生した令和元年10月の水害は、3年ぶりです。
過去の水害を契機に、河川整備を進めた効果もあり、下流域（一宮町・睦沢町・長生村）では、大規模被害は発生しませんでした。しかし、気候変動による水害の激甚化・頻発化が叫ばれているこの状況では、いつ水害が発生するかわかりません。

そして、その被害を小さくするには、河川整備だけでなく、流域内のある関係者が協働する「流域治水」の取組が必要不可欠であり、この取組は進めるとともに、未来を担う世代へも伝える必要があります。そこで、私達は「未来を担う世代」の代表として、長生中学校から、中学生が主体となり流域治水の取組や、河川整備に関連した工事現場見学会を実施しました。



その時の様子や、過去の水害の状況、一人一人ができる流域治水の取組等に関するポスター展を開催しますので、皆さんもポスターを御覧になりながら、「流域内のある関係者」として、「流域治水」について考えてみてください。
主催：一宮川流域治水協議会 一宮町部会・睦沢町部会・長生村部会
事務局：一宮川改修事務所
協力：ベイシア長生店、長生村教育委員会

2) 海外（フィリピン）からの視察研修

独立行政法人 国際協力機構（JICA）から依頼を受けて、フィリピンの研修員の方に、一宮川の流域治水の取組（ハード整備の加速化、関係者と連携した流域対策）を紹介しました。

- 開催日時：令和5年1月16日（月）①
令和5年1月20日（金）②
①座学、②現地視察
- 出席者：フィリピンの研修員 15名
・国防災担当 11名
・地方自治体防災担当 4名



千葉県 一宮川改修事務所
茂原市 茂原 1102-1
（長生合同庁舎4階）
TEL 0475-26-3703
FAX 0475-26-3706

事務所HP



一宮川流域通信

千葉県 一宮川改修事務所
茂原市 茂原 1102-1
TEL 0475-26-3703
FAX 0475-26-3706

1. 流域治水の更なる推進に向けた取組

1) 特定都市河川浸水被害対策法の活用

- 一宮川水系では、流域治水の更なる推進にあたって、河川整備等の加速化とともに、水害に強いまちづくりのため、特定都市河川浸水被害対策法※1を活用することについて令和4年9月5日に開催された一宮川流域治水協議会において合意されました。
- ※1 特定都市河川浸水被害対策法は、流域治水の実効性を高めるため改正され、令和3年11月に施行されました。



第5回一宮川流域治水協議会の様子

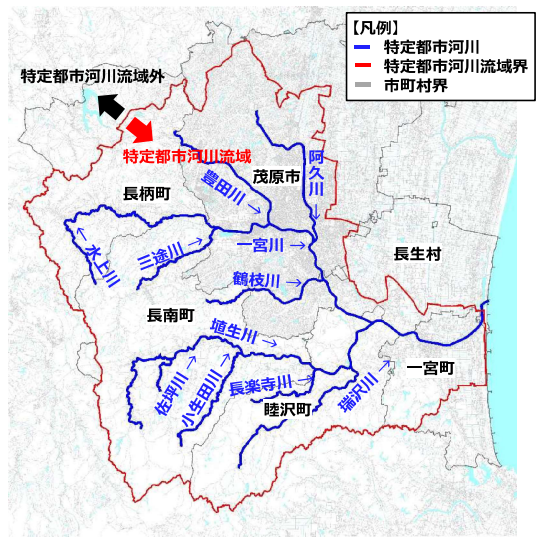
- その後、以下の手続きを踏まえ、法改正後、関東地方で初となる指定公示を行いました。（指定日は令和5年10月1日付け）
- ・パブリックコメント※2 令和4年10月13日～11月12日
- ※2 パブリックコメントの結果は千葉県河川整備課HPに掲載しています。 → → → → <https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/iken/2022/tokuteitosikasen.html>
- ・市町村長及び下水道管理者の意見徴収 令和4年11月16日～11月30日
- ・国土交通大臣の同意協議 令和4年12月1日～12月22日



2) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

- 特定都市河川浸水被害対策法 第3条第5項の規定に基づき、以下のとおり特定都市河川、特定都市河川流域の指定について公示しました。（令和5年1月31日 県報定例第13807号に掲載）

- (1) 特定都市河川
一宮川、瑞沢川、埴生川、長楽寺川、小生田川、佐坪川、鶴枝川、阿久川、豊田川、三途川、水上川
- (2) 特定都市河川流域
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町のうち、右図に示す部分（赤枠の内側）



- 詳細については、千葉県河川整備課HPに掲載しています。 → → → → <https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen.html>



3) 雨水浸透阻害行為を行う場合は県知事の許可が必要です!!!

- 特定都市河川に指定 (R5.10.1) されることにより、雨水浸透阻害行為 (面積1,000m²以上) に対して、**雨水貯留浸透施設の設置及び知事の許可が必要になります。**
(開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、**雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、流出を抑制する対策を求めるものです**)

雨水浸透阻害行為の例 (既に宅地等の場合、規制対象とならない)

① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

② 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置

③ ローラー等により土地を締め固める行為

④ 土地の舗装 (不透水性の材料で覆うこと)

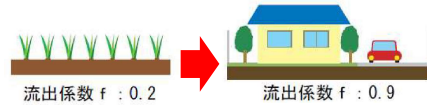
「宅地等」に含まれる土地：
宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」：
山地、林地、耕地、原野等
(注：太陽光発電施設は宅地に該当)

- 雨水浸透阻害行為を行う場合の雨水貯留浸透施設は、以下のようなものが挙げられます。

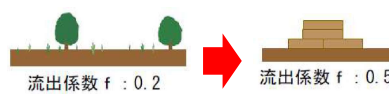
- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更 (耕地→宅地の例)

490 m³/haの雨水貯留浸透施設が必要



- ② ローラー等により土地を締め固める行為 (原野→資材置場 (未舗装) の例)

160 m³/haの雨水貯留浸透施設が必要



雨水貯留浸透施設の事例 (表面貯留の場合)

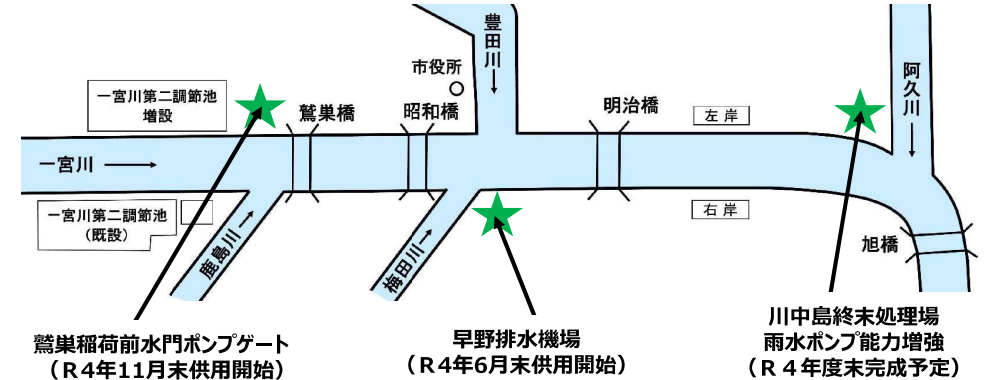
※ 雨水貯留浸透施設の規模は、特定都市河川浸水被害対策法、同施行令及び同施行規則に基づき、技術的基準 (以下(1)から(3)) により定められます。

- (1) 基準降雨…確率年10年 (年超過確率1/10)
- (2) 流出係数…流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示 (平成16年国土交通省告示第521号)
- (3) 対策規模の算定…雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、行われる前の最大値を上回らない等

2. 流域対策の取組状況

1) 茂原市における内水対策

- 内水被害の軽減を目的として整備を進めてきた**早野排水機場**及び**鷲巣稲荷前水門ポンプゲート**の供用を開始しました。また、**川中島終末処理場の雨水ポンプ能力増強**に取り組んでいます。今後、更なる対策メニューを検討してまいります。

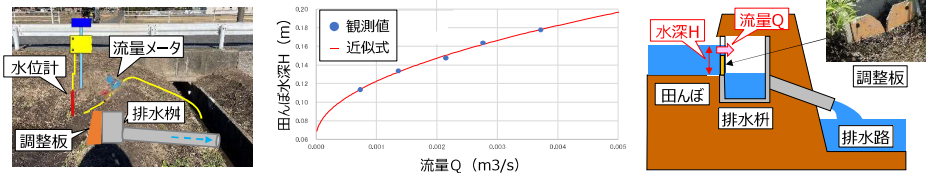


2) 田んぼダムの試験施工

- 令和3年度、4年度の試験施工から以下のことを確認しました。

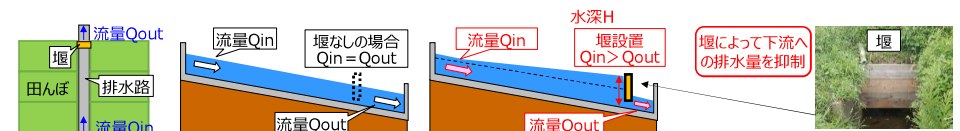
- (1) **オンサイト型田んぼダム** (その場に降った雨をゆっくり排水する取組)

⇒ **田んぼの水深と、田んぼから排水される流量の関係 (H-Q式)** を確認しました。



- (2) **オフサイト型田んぼダム** (上流側で降った雨を農業排水路で堰止めて、ゆっくり排水する取組)

⇒ 地区ごとに、**堰からの排水量を推定するために用いる係数 (流量係数)** を確認しました。



<今後の方針>

田んぼダムによる浸水被害の軽減に関する効果と農業への影響について、引き続き検討していきます。